



宮古労働基準監督署発表
令和6年9月2日

【照会先】 宮古労働基準監督署

署長 いのうえ しげき
井上 茂樹

○ 担当 おおくぼゆうしゅん
大久保 優駿

電話 0980-72-2303

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

本日、宮古労働基準監督署（署長：井上 茂樹）は、労働安全衛生法違反の疑いで元請の「株式会社奥浜組」及び「同社の代表取締役」並びに下請の「富島総業株式会社」及び「同社の職長」を、那覇地方検察庁平良支部に書類送検しました。

1 被疑者

(1) 元請

法人 おくはまぐみ
株式会社奥浜組

所在地：沖縄県那覇市（登記上の本店）
沖縄県宮古島市（事務所）

個人 代表取締役 A

(2) 下請

法人 とみしまそうぎょう
富島総業株式会社

所在地：沖縄県宮古島市

個人 職長 B

2 違反条文

(1) 元請

労働安全衛生法違反

同法第31条第1項

同法第36条

労働安全衛生規則第655条第1項第3号

同法第119条第1号

同法第122条

(2) 下請

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号

同法第27条第1項

労働安全衛生規則第564条第1項第4号口

同法第119条第1号

同法第122条

（ 別添「関連条文」参照）

3 事件の概要

令和6年2月19日、沖縄県宮古島市のホテル新築工事現場において、足場の組立て工事を施工する1次下請の富島総業株式会社の労働者が、足場7段目で幅木を取り付ける作業を行っていたところ、足場から墜落して死亡した災害について、同社が、要求性能墜落制止用器具（いわゆる「フルハーネス型安全帯」）を使用させていなかった疑いがあるものです。

また、同工事の元請である株式会社奥浜組が、同工事現場において、請負人の労働者にわく組足場における高さ2メートル以上の作業場所を使用させるに当たり、墜落を防止するため設備を設けていなかった疑いがあるものです。

4 その他

当署管内においては、令和5年6月から令和6年2月までの期間中に合計3件の死亡災害が発生しました。これらの労働災害を個別にみると、基本的な安全管理の取組が徹底されておらず、安全衛生管理がおろそかになっている状況が懸念されます。

当署では、管内の建設工事現場等に対する監督指導を強化するとともに、法違反を伴う死亡災害等の重大な事案については、書類送検を行うなど厳正に対処していく方針です。

関連条文（元請について）

○労働安全衛生法（昭和47・6・8 法律第57号）（抄）

（注文者の講ずべき措置）

第三十一条 特定事業の仕事を行なう注文者は、建設物、設備又は原材料(以下「建設物等」という。)を、当該仕事を行なう場所においてその請負人(当該仕事の数回の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第三十一条の四において同じ。)の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（第2項 略）

第三十六条 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十二条第一項から第五項まで、第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条の規定によりこれらの規定に定める者が講ずべき措置及び第三十二条第六項又は第三十三条第三項の規定によりこれらの規定に定める者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

（罰則）

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）第九十七条第二項、第一百五条又は第一百八条の二第四項の規定に違反した者

（第2号～第4号 略）

（両罰規定）

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百六条、第一百七条、第一百九条又は第二十條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（昭和47・9・30 労働省令第32号）（抄）

（足場についての措置）

第六百五十五条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

（第1項第1号～第2号 略）

三 前二号に定めるもののほか、法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第二編第十章第二節(第五百五十九条から第五百六十一条まで、第五百

六十二条第二項、第五百六十三条、第五百六十九条から第五百七十二條まで及び第五百七十四條に限る。)に規定する足場の基準に適合するものとする。

(第2項 略)

(作業床)

第五百六十三条 事業者は、足場(一側足場を除く。第三号において同じ。)における高さ二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

(第1項第1号~第2号 略)

三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に掲げる足場の種類に応じて、それぞれ次に掲げる設備(丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。以下「足場用墜落防止設備」という。)を設けること。

イ わく組足場(妻面に係る部分を除く。ロにおいて同じ。) 次のいずれかの設備
(1) 交さ筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下の棧若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

(第1項第3号イ(2)~第1項第6号、第2項~第6項 略)

関連条文（下請について）

○労働安全衛生法（昭和47・6・8 法律第57号）（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

（第2号～3号 略）

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

（第2項 略）

（罰則）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

（第2号～4号 略）

（両罰規定）

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（昭和47・9・30 労働省令第32号）（抄）

（足場の組立て等の作業）

第五百六十四条 事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが二メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

（第1項第1号～第3号 略）

四 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。

（第1項第4号イ 略）

ロ 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

（第1項第5号、第2項 略）